

令和6年6月6日会議概要

第1 日時

令和6年6月6日（木）午前9時20分から午前11時10分までの間

第2 出席者

増田委員長、在田委員、池坊委員、森委員、森田委員
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、京都市警察部長、サイバー対策本部長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

(1) 留置施設視察委員会委員任命式（6月3日）

委員から、「視察委員のみなさんには、大変困難な仕事に携わっていただくことになるが、落ち着きと意気込みが感じとれた。」旨、報告があった。

(2) 京都府警察逮捕術大会（6月4日）

委員から、「開会式は凜とした緊張感あふれるものであったが、競技が始まると各部・各署の応援が活発で、和気藹々とした中で試合が進められた。絆を強めるという大会の趣旨が表れた大会であった。」旨、報告があった。

(3) 国家公安委員会委員の京都府警察等の視察（6月4日）

委員から、「宮崎国家公安委員の京都府警察の視察があり、京都府公安委員との意見交換を行った。話題は、苦情処理や、それぞれの公安委員会の仕組み等、非常に多岐にわたり、活発な意見交換がなされた。」旨、報告があった。

2 議題

(1) 舞鶴警察署新庁舎の基本設計について

総務部長から、現在整備中の舞鶴警察署新庁舎の概要等について報告があった。設計コンセプトとして、わかりやすい施設構成、災害時に業務継続を可能とする警察署、省エネを駆使した環境配慮型の警察署の3つを掲げていることや、勤務環境の拡充等、警察機能の特長について説明があり、令和6年度は、更に詳細な実施設計、地歴調査等を行うこと、工期は現時点で35箇月を予定していること等、説明があった。

(2) 京都府警察犯罪抑止対策室Xの運用開始について

生活安全部長から、本年6月7日から、京都府警察犯罪抑止対策室X（旧ツイッター）の運用を開始する旨、報告があった。防犯メール等従来のWebを使用した犯罪抑止に関する情報発信は、中高年の利用者が多い上に受信登録者しか利用できないというデメリットがあることから、若年層にも利用の多いX（旧ツイッター）の運用を開始するものであり、これまで防犯メール等で発信していた犯罪の発生情報や防犯啓発イベント等を配信していくほか、親近感を与える為に、新キャラクター「京守（きょうも）みはる」をデザインし、会話をしている感覚で情報を受信できるものとしている。防犯メール等で周知をした上で、広くフォローしてもらおう工夫をしていきたい旨、説明があった。

(3) 子供安全対策「ながら見守り推進隊」発足及び出発式の実施について

生活安全部長から、子供安全対策の一環として、学生防犯ボランティアと連携の上、「ながら見守り活動」の周知と協力依頼等を目的として、ジョギングをしながら見守りを行う「ながら見守り推進隊」を発足させ、本年6月12日に、川端警察署において、出発式を行う旨、報告があった。生活安全企画課長を推進隊長、室員を隊員として学生ボランティア「ロックモンキーズ」と共に、「ながら見守り」を明示したビブスを着用し、警戒が手薄となる下校時間帯に各警察署の小学校区内をジョギングしながら地域住民や子供らに声かけをして、「ながら見守り活動」の周知や協力依頼を行う旨、説明があった。

委員から、「学生防犯ボランティアが連携する点に非常に意味がある。活動を通して、子供達の安全確保はもちろん、学生達が経験したことをボランティアに入っていない人達にも広げ、社会全体で子供達を育てていくという精神につながることを期待する。」「下校時間帯にこのような取組をしていただくことはありがたい。今後もより一層幅広くお願いする。」旨、発言があった。

(4) 官民学連携による自転車及び新たなモビリティに関する意見交換会の開催について

交通部長から、本年6月10日、警察本部において、官民学連携による自転車及び新たなモビリティに関する意見交換会を開催する旨、報告があった。参加者は、自転車や特定小型原動機付自転車の交通安全に携わる警察、行政、教育機関に加え、関係団体、民間企業で構成し、交通企画課モビリティ対策室に事務局を置く。当日はシンポジウム形式で、それぞれの立場での交通安全について取組や意見等を述べるとともに討論、検討を行うこととしている。背景事情として、特定小型原動機付自転車や、自転車側が当事者となる交通事故や違反件数の増加があり、今後も稼働台数の増加を見据えて交通ルールやマナーを徹底するための取締りを強化する。今回の意見交換を契機として、教育機関に対する安全教育の浸透や、シェアリング事業者主体による安全教育や義務の履行を見据えた取組を行っていく旨、説明があった。

3 個別決裁

(1) 京都府道路交通規則の一部改正について

交通規制課規制企画担当補佐から、京都府道路交通規則別表の一部を改正し、指定道路に京都市道久世35号線、八幡市道山手幹線、八幡市道欽明台北4号線を新たに指定する旨説明があり、審議の上、決定した。

(2) 少年指導委員に対する公安委員会表彰について

公安委員会補佐室長から、少年指導委員として公安委員会から委嘱を受け、20年以上の永きにわたり少年の健全育成及び少年を取り巻く有害環境の浄化に貢献した功労者に対し、京都府公安委員会表彰規程に基づいて公安委員会表彰を上申をすることについて説明があり、審議の上、表彰することを決定した。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、6件の行政処分を審議した。

5 個別報告

(1) 公益通報（外部通報）の受理について

広報応接課長から、公益通報者保護法に基づく外部通報（1件）を受理し、今後、捜査主管課により調査を進める旨、報告があった。

(2) 被留置者にかかるカップ付き女性用肌着の使用（貸与）について

留置管理課長から、京都府警においては、本庁の通達を受けて、留置施設に収容する女性被留置者に対して、カップ付き女性用肌着（いわゆるブラトップ）の無償貸与を行うこととした旨、報告があった。

(3) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。